

○八千代市法定外公共物管理条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な使用を図り、もって公共の安全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 [この条例](#)において「法定外公共物」とは、市の行政財産であつて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)その他の法律の適用又は準用を受けない道路、水路、池その他これらに類するもの及びこれらに附属して設けられている工作物、物件又は施設をいう。

(行為の禁止)

第 3 条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に土石、竹木、ごみその他これらに類するものを投棄し、又はたい積すること。
- (3) [前 2 号](#)に掲げるもののほか、法定外公共物の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(工事等の承認)

第 4 条 法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持(以下「工事等」という。)を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他法定外公共物の構造に影響を与えない法定外公共物の維持については、この限りでない。

- 2 市長は、[前項](#)の承認(以下「施行承認」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る工事等が法定外公共物の管理上支障があると認めるときは、施行承認をしないことができる。
- 3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、施行承認に条件を付することができる。
- 4 [前3項](#)の規定は、施行承認を受けた者が当該施行承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(工事等の検査等)

第5条 施行承認を受けた者は、当該施行承認に係る工事等を完了したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による届出があったときは、当該工事等が施行承認の内容に適合しているかどうかの検査を行い、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

(占用の許可)

第6条 法定外公共物の占有(法定外公共物に工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を設け、継続して法定外公共物を使用することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の許可(以下「占有許可」という。)の申請があったときは、当該申請が次に掲げる工作物等に係るものでなければ、占有許可をしないものとする。
 - (1) 電柱、電話柱その他これらに類する工作物
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 通路その他これらに類する施設
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、公共の用に供するために市長が特に必要と認める工作物等
- 3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、占有許可に条件を付することができる。

- 4 [前3項](#)の規定は、占用許可を受けた者が当該占用許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(工作物等の検査等)

第7条 [第5条](#)の規定は、占用許可に関する工事が完了した場合について準用する。

(占用の期間)

第8条 法定外公共物の占用の期間は、5年以内とする。

(占用の継続許可)

第9条 占用許可を受けた者は、法定外公共物の占用の期間の満了後も引き続き法定外公共物の占用をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 [前項](#)の許可(以下「継続占用許可」という。)を受けようとする者は、法定外公共物の占用の期間が満了する日の1月前までに市長に申請しなければならない。

- 3 [前条](#)及び[前2項](#)の規定は、継続占用許可を受けた法定外公共物の占用の期間の満了後も引き続き法定外公共物の占用をしようとするときについて準用する。

(工作物等の管理等)

第10条 占用許可又は継続占用許可(以下「占用許可等」という。)を受けた者(以下「占用者」という。)は、法定外公共物の管理に支障が生じないように当該占用許可等に係る工作物等を常に良好な状態に管理しなければならない。

- 2 占用者は、市長の求めに応じ、占用許可等に係る工作物等の管理の状況について、市長に報告しなければならない。

(占用料)

第11条 占用者は、占用許可等を受けた日から1月以内に占用料を納入しなければならない。

- 2 [前項](#)の占用料の額は、[八千代市道路占用料徴収条例\(昭和39年八千代市条例第18号\)](#)[別表](#)に規定する額を[同条例第3条第1項](#)の規定により算定して得た額とする。

(占用料の減免)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(延滞金)

第 13 条 占用料に関する延滞金の徴収については、[八千代市道路占用料徴収条例第 5 条](#)の規定を準用する。

(占用料の還付)

第 14 条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第 15 条 占有者は、法定外公共物の占有の期間が満了したとき、又は法定外公共物の占有を廃止したときは、法定外公共物の占有をしている工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、占有者に対して、[前項](#)の規定による原状の回復に際し、又は原状に回復することが適当でないと認めるときの措置について必要な指示をすることができる。

3 占有者は、[前 2 項](#)の規定により工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復したとき、又は原状に回復することが適当でないと認めるときの措置を講じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 16 条 占有者は、占有許可等に基づく権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(地位の承継)

第 17 条 占有者について相続、合併又は分割(占有許可等に係る工作物等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しく

は合併により設立した法人又は分割により占有許可等に係る工作物等を承継した法人は、当該占有者の地位を承継する。

- 2 [前項](#)の規定により占有者の地位を承継した者は、速やかに、市長に届け出なければならない。

(他人の土地への立入り)

第 18 条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量又は工事等のためやむを得ない必要があるときは、当該職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 市長は、[前項](#)の規定により当該職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 [第 1 項](#)の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第 19 条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、施行承認若しくは占有許可等を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為若しくは工事等の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却、工事等若しくは工作物等により生じた、若しくは生じる障害の除去若しくは防止のために必要な施設の設置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命じることができる。

- (1) [この条例](#)の規定又は[この条例](#)の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) 施行承認又は占有許可等に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段により施行承認又は占有許可等を受けた者
- 2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、施行承認又は占有許可等を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分をし、又は必要な措置を命じることができる。
 - (1) 市長が行う工事等のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 法定外公共物の管理に著しい支障が生じたとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第20条 市長は、[前条第2項第2号](#)又は[第3号](#)に該当することにより、[同項](#)の規定による処分又は命令をしたときは、当該処分又は命令によって施行承認又は占用許可等を受けた者が通常受けるべき損失を補償するものとする。

(委任)

第21条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) [第3条](#)の規定に違反した者
- (2) [第6条第1項](#)又は[第9条第1項](#)の規定に違反して法定外公共物の占用をした者
- (3) [第19条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による市長の命令に違反した者

第23条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成17年4月1日から施行する。ただし、[附則第3項](#)の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この条例](#)の施行の際現に地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定による許可を受けて法定外公共物の占用をしている者は、当該許可に係る期間内に限り、[この条例](#)の規定による占用許可を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 3 占有許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、[この条例](#)の施行前においても、[第6条](#)の規定の例により行うことができる。